

改正消費税法スタート！

いよいよ改正消費税法の適用がスタートします。影響が大きい主要な改正項目として、(1)事業者免税点の適用上限の引下げ、(2)課税期間の特例の改正、(3)簡易課税制度の適用上限の引下げ、(4)中間申告納付制度の改正、(5)総額表示義務規定の創設、といった改正が平成16年4月1日以後に開始する課税期間(総額表示義務規定については、平成16年4月1日)から適用されますので、(1)~(4)の改正は、法人については平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、個人事業者については平成17年1月1日から適用されることとなります。

(1)事業者免税点の適用上限の引下げ

基準期間における課税売上高が1,000万円(改正前：3,000万円)を超える場合には、消費税の申告及び納税が必要となります。この改正により新たに課税事業者となる場合には、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間より簡易課税制度を選択することが出来ます。

(2)課税期間の特例の改正

消費税の課税期間は、法人：1事業年度、個人：1暦年が原則とされますが、課税期間を3ヶ月に短縮することが認められておりました。新たに改正により、課税期間を1ヶ月に短縮する特例が創設されました。事務負担の増加との兼合いですが、恒常的に消費税の還付が生じる事業者や消費税の各種届出書の提出を忘れた場合に使える制度です。

(3)簡易課税制度の適用上限の引下げ

基準期間における課税売上高が5,000万円(改正前：2億円)を超える場合には、仕入税額控除について原則計算により消費税を計算しなければなりません。

(4)中間申告納付制度の改正

直前の課税期間の確定消費税額が年額4,800万円(地方消費税込み年額6,000万円)を超える場合には、1ヶ月毎に消費税の中間申告及び納付が必要となります。直前の課税期間の確定消費税額が年額4,800万円以下の場合には、従前の通りです。

(5)総額表示義務規定の創設

不特定多数の者に消費税の課税対象となる取引の価格を表示する場合には、消費税及び地方消費税を含めた価格を表示しなくてはならなくなります。

(6)仕入税額控除への対応

(1)(3)の改正により、新たに原則計算により消費税を計算する場合には、帳簿及び請求書等の保存の要件への対応が必要となります。

(7)次に来るのは？

消費税は、納税義務者が事業者、税負担者が最終消費者という、納税義務者と税負担者が異なる間接税です。今回の改正は専ら納税義務者である事業者に事務負担の増加や益税の解消を求めるものでした。次に来るのは、やはり税負担者である最終消費者に負担を求める税率の引上げでしょうか。複数税率の導入等の検討が消費税に相当する付加価値税の先進国である欧米諸国を参考に進められています。

国名	付加価値税率等	国名	付加価値税率等
日本	5.0%	アメリカ	州等による
イギリス	17.5%	イタリア	20.0%
ドイツ	16.0%	カナダ	7.0%+
フランス	19.6%	中国	17.0%
韓国	10.0%	台湾	5.0%

(財務省ホームページより抜粋)

(担当：手塚 隆)